

第2回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和4年6月10日（金）

中央公民館 講堂

第2回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和4年6月10日（金）
- 2、開催場所 中央公民館 講堂
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫
- 4、出席委員（15名）

1番 平賀久雄	2番 齊藤義信
4番 穴倉喜八郎	5番 川崙篤之
6番 増田健二	7番 平賀武
8番 加藤岡一弘	9番 内山充弘（会長職務代理者）
10番 中村和敏	12番 板倉小百合
13番 内海亮一	14番 梅原英男
15番 齋藤重幸	16番 鵜澤英夫（会長）
17番 今関喜明	
- 5、欠席委員（2名）

3番 小川一成	11番 川嶋一美
---------	----------
- 6、議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1～4)
 - 第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(整理番号1)
 - 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1～3)
 - 第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)
 - 第7 議案第5号 下限面積（別段の面積）の設定について
 - 第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1～2)
 - 第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

(整理番号1)

第10 報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて

(整理番号1)

第11 報告第4号 軽微な農地改良の届出について

(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	米倉正美	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	小田切基樹
主任書記	酒井 総		

◎開 会

○議長 ただいまより、第2回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中15名で定足数に達しておりますので、第2回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、小川一成委員、川嶋一美委員から所用のため、欠席の旨連絡がありましたことを、報告いたします。

(午後 3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、川寄篤之委員及び増田健二委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第1号は4件あります。本来であれば、一括して審議するところでございますが、整理番号2は、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1と関連し、整理番号3は、同じく議案第3号の整理番号2と関連し、整理番号4は、同じく議案第3号の整理番号3と関連しております。そのため、初めに整理番号1を審議し、整理番号2は、議案第3号の整理番号1と一括して審議、整理番号3は、議案第3号の整理番号2と一括し審議、整理番号4は、議案第3号の整理番号3と一括して審議をお願いしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、事務局から議案第1号、整理番

号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 それではご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、南今泉字中南、地目、畑の1筆、面積902平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりです。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、1-1と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の1ページから9ページまでとなります。

なお、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況のほか、経営面積は所定の面積以上であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員 それでは、議案第1号、整理番号1について調査報告をいたします。

内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

権利者には6月3日、義務者には6月5日に菅谷推進委員と私と2人でそれぞれ自宅へ伺い、話を聞きました。義務者は申請した土地は隣まで住宅が多くなり、迷惑をかけないようにと草刈りなどをしておりましたが、思うようにできなくなったため処分したいと思い、権利者に話をし、申請に至ったということでした。権利者は申請地は水はけもよく、日当たりのいい場所であるので購入し、ソバを栽培する予定とのことでした。権利者はレストランも経営しておりまして、月2回のソバの日に使う材料にしたいとのことでした。権利者は農機具もそろっており、問題ないと思いますが、慎重に審議、よろしく願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1に対する質

疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することを賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、清名幸谷字中之橋、地目、畑の1筆、面積274平方メートルを駐車場用地に転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、上側に2-1と示す箇所がございます。

申請理由は、申請地の両隣の事業者から貸駐車場の要望を受けたためとのことでございます。

計画の概要は、駐車場の駐車ますといたしまして、長さ5メートル、幅2.96メートルから3.1メートルに区切りまして、10台分の駐車場を設置しようとするものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料の10ページから18ページまでとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障ないも

のと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、埋立てなどは行わず、整地後、表面に碎石を敷きならす工事を予定しているとのことから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

また、雨水排水につきましては、地下へ浸透する計画となっておりますので、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号1の調査報告をいたします。

6月5日、齊藤義信委員とまず現地を見、その後、申請者宅へお伺いし話を聞いてまいりました。

内容については、事務局説明のとおりでございます。

この場所は国道に面して、交通量が非常に多く、貸付先も、今後、業務拡大を図るということで、駐車台数を確保したい旨の話、また、警察からも度々指導を受けたというような話がありました。

何らおかしい点はないとは思いますが、皆さんの慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号の整理番号1について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号の整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第2号整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定

いたします。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号（整理番号1～3）

◎議案第1号（整理番号2～4）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1から3及び関連する議案第1号整理番号2から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字切留、現況地目、畑の1筆、面積991平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について引き続き一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.352平方メートルであります。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、3-1と示す箇所であります。

申請理由は、採光等自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画されたとのことでございます。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱58本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料19ページから34ページまでとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内に該当すると考えられます。農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱につきましては、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能でございます。その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を

超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があることなどでございます。

さらに、この一時転用を許可する際には営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合、または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復することなどの条件を付することとされております。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3メートル及び3.5メートル間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われま

す。続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されますことから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、営農計画につきましては、営農者において太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合わせまして、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

続きまして、関連する議案第1号を説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

整理番号2、申請地は大網字切留、現況地目、畑の1筆、面積991平方メートルのうち、990.65平方メートルを貸借により、賃借権設定をしようとするものでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、1-2と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、詳細資料の19ページから21ページまで及び35ページから41ページま

でとなります。

続きまして、議案第3号の整理番号2について、説明させていただきます。

議案書の4ページをご覧ください。

整理番号2、申請地は大網字沼向、地目、畑の1筆、面積1,315平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について引き続き一時転用しようとするものでございます。

転用面積は0.362平方メートルであります。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

申請理由は、採光等自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画されたとのことでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、3-2と示す箇所でございます。

計画の概要は、太陽光発電パネルを張るための支柱60本を設置するものでございます。

計画の詳細につきましては、詳細資料の19ページ、そして32ページから34ページまで及び42ページから53ページまでとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可といたしまして、営農型太陽光発電設備の支柱につきましては、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能でございます。

一定の要件及び一時転用を許可する際に付す条件につきましては、先ほどの整理番号1と同様でございますので、割愛をさせていただきます。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3メートル及び3.5メートル間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われま。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、太陽光パネル等の下

部で営農を継続されますことから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合わせまして、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較いたしまして2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

続きまして、関連する議案第1号を説明させていただきます。

議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は大網字沼向、地目、畑の1筆、面積1,315平方メートルのうち、1,314.64平方メートルを貸借により、賃借権設定をしようとするものでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、1-3と示す箇所でございます。

計画の詳細につきましては、詳細資料の19ページと36ページから40ページまで、そして42ページから43ページまで及び54ページから55ページまでとなります。

続きまして、議案第3号の整理番号3について、説明をさせていただきます。

議案書の5ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は大網字北荻下、地目、畑の1筆、面積1,543平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について引き続き一時転用しようとするものでございます。

転用面積は0.352平方メートルであります。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

申請理由は、採光等の自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画されたとのことでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、3-3と示す箇所でございます。

計画の概要は、太陽光発電パネルを張るため支柱58本を設置するものでございます。

計画の詳細につきましては、詳細資料の32ページから34ページまで及び56ページから68ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域内に該当すると考えられます。

農用地区域内の農地につきましては、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可といたしまして営農型太陽光発電設備の支柱につきましては、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能でございます。

一定の要件及び一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号1及び2と同様でございますので、割愛をさせていただきます。

本申請に係る設備は、直径76ミリメートルの支柱を3メートル及び3.5メートル間隔に立てて太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量及び農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われま

す。続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ支障はないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されますことから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合わせまして、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較いたしまして2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

続きまして、関連する議案第1号について説明させていただきます。

議案書の2ページをご覧ください。

整理番号4、申請地は、大網字北荻下、地目、畑の1筆、面積1,543平方メートルのうち、1,542.65平方メートルを貸借により、賃借権設定をしようとするものでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、1-4と示す箇所でございます。

申請の詳細は、詳細資料の36ページから40ページまで、そして56ページから58ページまで及び69ページから70ページまででございます。

最後になりますが、議案第3号の整理番号1から3に関連いたします、議案第1号の整理番号2から4につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でございますので、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から3の案件を梅原英男委員、それから議案第1号の整理番号2から4の案件を川寄篤之委員をお願いいたします。

○梅原委員 それでは議案第3号、整理番号1から3までの3件につきまして、関連がございますので一括して調査結果をご報告を申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、営農型太陽光発電施設用地としての一時転用の更新申請でございます。

調査につきましては、去る6月2日、川寄委員、そして関本推進委員と一緒に義務者宅へ出向きまして、その状況を調査し、3か所の現地確認を行ってまいりました。

その調査結果でございますけれども、営農型太陽光発電施設用地として権利者と20年の賃貸借契約を結び、電気の売電事業を実施しているところでございますけれども、前回の申請から3年が経過することから、2回目の更新手続を行おうとするものでございます。

状況につきましては、3施設は6年経過しておりますが、まだ新しく、管理状況は良好で、下部を利用する農地につきましても、草刈り等が行き届いている状況でございました。

また、権利者につきましては遠方のことから、代理人に電話で確認をいたしましたところ、更新できるように義務者と権利者共々よろしくお願ひしたいとのことでもございました。

以上が今回の調査結果でございます。2度目の更新でございますので、支障がないものと思われませんが、慎重審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○川寄委員 それでは、議案第1号、整理番号2から4の調査報告をいたします。

申請理由は事務局説明のとおりです。

調査につきましては、6月2日に、梅原委員、関本推進委員とで調査に当たりました。義務者宅に伺い、お話を聞きました。

申請内容につきましては、間違いないようです。

3人で現地へ赴き調査したところ、下草がきれいに刈られていました。

権利者には電話にて話を伺いました。権利者はブルーベリーを作付し生産するそうです。

内容としては、ブルーベリー農家にて剪定、井戸のあるところへ移動しポットで育てるそうです。四、五十センチぐらいに生育したものを移植し、収穫は問題はありません。販売は生のものであれば直売所で、加工会社で冷凍食品にし、権利者も冷凍庫を用意して職場にて加工。権利者は機械も労働力もそろっており、問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号及び議案第1号の整理番号2から4について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見等とにもないようですので、これにて議案第3号及び議案第1号の整理番号2から4に対する質疑を終結いたします。

これより順次に採決いたします。

議案第3号、整理番号1及び議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1及び議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第3号、整理番号2及び議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号2及び議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号、整理番号3及び議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号3及び議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可相当とすることに決定をいたします。

よって、議案第3号、整理番号1から3につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

◎議案第4号（利用権設定）（整理番号1～7）

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、整理番号7は、農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、事務局から議案第4号の整理番号1から7について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の7ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は6人、利用権の設定をする者は7人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が30筆で、面積2万4,062平方メートル、畑が6筆で、面積3,784平方メートル、田と畑の合計面積は、2万7,846平方メートルでございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別は、新規3件、更新4件の7件でございます。

そのうち、整理番号1から7までの所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、清名幸谷、田が1筆、1,140平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

整理番号2、四天木、田が2筆、5,091平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシ

ヒカリ1等米90キログラム、新規。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号3、山口、田が10筆、6,628平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新。

整理番号4、富田、田が9筆、6,497平方メートル、畑が2筆、1,209平方メートル、6年、田が物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、畑が金納、10アール当たり1万円、更新。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号5、池田、田が7筆、3,887平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

整理番号6、池田、田が1筆、819平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

次に、議案書12ページをご覧ください。

整理番号7につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされておりますことから、同条第3項第4号の規定に基づく農地中間管理機構でございます公益社団法人千葉県園芸協会におきまして、千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

整理番号7、大網及び富田、畑が4筆、2,575平方メートル、5年、金納、10アール当たり1万円、新規。

なお、整理番号1から7につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件及び整理番号7につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて、既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1について、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号1の調査報告をいたします。

6月5日、齋藤勉推進委員と借受人と対応してまいりました。

貸付人は留守のため、後ほど電話での対応となりました。内容は事務局説明のとおりでございます。借受人は認定農業者であり、親子で地区において大規模経営をする専業農家でございます。

何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2について、齋藤重幸委員、お願いいたします。

○齋藤（重）委員 整理番号2についてご報告をいたします。

内容は事務局の説明のとおりです。

6月2日に借受人には直接話を聞きました。貸付人には6月5日に電話で話を聞きました。

貸付人は今まで稲を刈取り前までは自ら行っていて、刈取りから出荷まではほかの人に任せていたそうですが、田植機が不調となり、今後の機械や設備に管理を考えて、全般を誰かに任せたいと思っていたそうです。借受人は近所で親戚でもあり、今後の耕作をお願いしたところ、引き受けてくれたとのことでした。借受人と当該の田を確認しましたが、借受人の家近く、既に作付されて稲が育っておりました。借受人は特に機械もそろっており、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から7について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号整理番号1から7について、一括して採決することにはご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から

7の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号整理番号1から7の案件は原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第5号

○議長 続きまして、日程第7、議案第5号、下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

事務局から議案第5号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明をさせていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。

本案は、耕作を目的として農地の権利を取得する場合におけます、農地法第3条に基づく許可要件の一つでございます。許可後に経営する農地の下限面積の設定について、ご審議いただくものでございます。

(1) 下限面積の設定につきましては、昨年度に引き続きまして、令和4年度におきましても本市全域を50アールとするものでございます。

下限面積の設定につきましては、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に行われなことが想定されますことから、許可後に経営する農地面積が原則の50アール以上を満たさなければ許可しないとするものでございます。

次に、(2) 別段面積の設定につきましても、昨年度に引き続きまして、令和4年度におきましても、設定しないとするものでございます。

別段面積の設定につきましては、平成21年の農地法改正により、農業委員会が農地法施行規則で定める基準に従って定めまして、公示することにより地域の実情に応じた別段の面積を設定することが可能となるものでございまして、農林水産省の通達では、農業委員会は毎年、別段面積の設定について検討することとなっております。

次の(3)でございます。別段面積を設定しない理由を2つ挙げさせていただいてございます。

1つ目の(ア) 農地法施行規則第17条第1項の適用については、別段面積を50アール未満に設定しようとした場合、50アール未満の対象農家戸数が全体の40%未満となり、基準を満たさないためでございます。

参考資料でお配りさせていただいております2枚とじのA4判、農地法施行規則をご覧ください。

これは農地法施行規則で定めております別段面積の設定基準でございます。

その中段付近、第17条第1項第3号でございます。農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内において、その定めようとする面積未滿の農地または採草放牧地を耕作または養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地または採草放牧地を耕作または養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下回らないように算定されるものであることと規定されてございます。

これは、農業委員会が別段の面積を設定しようとする区域内におきまして、農地または採草放牧地を耕作等に供しております者の数が、農地または採草放牧地の耕作等に供している者の本市全体の総数のおおむね100分の40、40パーセント以上にならないこととなります。

そしてまた、議案書の13ページにお戻りください。

その割合についてを確認させていただいておりますのが、(4)参考、(ア)の地区別農業経営体の割合数についての表でございます。市内の営農条件がおおむね同一と認められます地域を3地区に分けまして、2020年に実施されました農林業センサスのデータに基づき、経営耕地面積規模に対する農業経営体の割合を算出したものでございます。

経営耕地面積規模が、30アール未滿と30アール以上50アール未滿の農業経営体を合わせた割合は、市全体で8.53%でございます。そして、表には記載してございませんが、最も割合が高い、大網地区におきましても10.74パーセントでございます。施行規則第17条第1項第3号に定められます40%を下回ることとなります。

次に2つ目の理由でございます(3)の(イ)農地法施行規則第17条第2項の適用についてにおきましては、本市の遊休農地率は1.54パーセントと低い状態でございます。農地の利用集積も進んでいるためとしております。

再び参考資料でございます。農地法施行規則をご覧ください。

この中で農地法施行規則第17条第2項第1号におきましては、当該設定区域内に、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在することと定められております。

これは遊休農地が相当程度存在いたしまして、50アール未滿の農地を耕作している者の数が増加した場合でも、農家の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずることがないこ

ととなります。

そして、同じく第2号におきましては、当該設定区域の位置及び規模から見て、当該設定区域内において農地法第3条第2項第5号に規定する面積未満の農地または採草放牧地を耕作、または養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地または採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないことと定められております。

再び議案書の13ページをご覧ください。

一番下でございます。(4)参考、(イ)市内における遊休農地の割合についてをご覧ください。これは2020年農林業センサスと令和2年千葉県荒廃農地調査結果のデータでございます。

市内の遊休農地の面積は24.21ヘクタール、割合は1.54%と低く、遊休農地が相当程度存在するという施行規則第17条第2項第1号の規定には当てはまらないと考えられますほか、本市の利用集積率をさらに高めて行くためには、支障を生じるおそれもあると考えております。

以上によりまして、大網白里市の下限面積につきましては、令和3年度に引き続きまして50アールに設定することが妥当と考えております。

最後に、参考資料の2枚目をご覧ください。

これは、県内におきまして50アール未満の別段面積を定められている市町村の状況でございます。裏面にも記載してございます。

令和3年7月14日現在におきましては、24市町、38地区で50アール未満の別段の面積が設定されている状況でございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第5号を採決いたします。

議案第5号、下限面積(別段の面積)の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定されました。

◎報告第1号(整理番号1～2)

◎報告第2号(整理番号1)

◎報告第3号(整理番号1)

◎報告第4号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第10、報告第3号、農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて、日程第11、報告第4号、軽微な農地改良の届出についてを一括して議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明させていただきます。

初めに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書14ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地及び届出者は議案書に記載させていただいておりますとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べてございますので、受理をしたところでございます。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の15ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は1件でございます。

農地の所在地及び賃借人、賃貸人は議案書に記載のとおりでございます。賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調べてございますので受理をしたところでございます。

続きまして、報告第3号についてご説明をさせていただきます。

議案書の16ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可処分の取消しの願い出は1件でございます。

農地の所在地や権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

提出書類は調べておりますので、県知事へ送付をしております。

続きまして、報告第4号についてご説明をいたします。

議案書の17ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出は1件でございます。

農地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。市街化調整区域内にある農地に盛土を行うものでございます。

提出書類は調べてございますので受理をいたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から報告第1号から第4号の説明がありました。ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第8から日程第11の報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長 最後に、各委員、事務局から、ご連絡などがあれば、お願いいたします。

どうぞ。

○事務局 資料はお配りしてありませんが、初めに農業振興課より、農振除外の申出受付回数の変更についてお伝えをさせていただきます。

農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外の申出受付につきましては、これまで、年1回、5月に実施しておりますが、令和4年度、本年度からにおきましては、年2回、5月と11月に申出受付を実施することとなりました。

農業振興地域整備計画は、農業振興に関する施策を計画的に進めるために保全する土地を農用地区域に設定しておりますが、当該土地について、やむを得ず住宅や駐車場などの農地以外の用途に転用する必要がある場合には、事業計画者からの申出に基づきまして法令上の要件を全て満たした場合に限り、農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外を行っております。

この農振除外の申出受付につきましては、これまで、年1回、5月に実施しておりましたが、令和4年度からは、年2回、5月と11月に申出の受付を実施することとなりました。それによりまして、委員の皆様には、農地部会の開催や、議案審議などが増えることとなり、ご

負担をおかけすることとなりますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、農振除外に関する農地部会におきましては、8月と2月に開催する予定でございます。

また、市民の皆様におきましては、広報の7月号に掲載してお知らせする予定でございます。

農業振興課からは以上でございます。

○事務局 次は、事務局から3点、連絡事項及びお願いがございます。

まず1点目は、A4判の令和4年度農業委員会役員会・総会予定表をご覧ください。

4月の臨時総会の折、お配りしておりますが、7月総会の会場は農村環境改善センターから保健文化センターへ変更となりました。なお、開始時間につきましては、総会直近の役員会で決まりますことから、調査依頼、もしくは出席依頼の文書によりお知らせいたします。

2点目は左上をホチキス止めしてあります令和4年農地利用最適化推進委員の補充についてをご覧ください。

まず、1、農地利用最適化推進委員（10地区）の補充についてですが、大網白里市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の第9条第2項に、推進委員に欠員が生じた場合は、規則第3条第2項に規定する地区における欠員を、当該地区において補充するものと規定されております。

2、募集手続に当たる周知についてですが、規則第5条で、募集を行う場合は、次の各項に書かれる方法により周知に努めるものとして、（1）から（4）までが規定されています。

3、推薦及び募集期間についてですが、規則第6条で、推薦及び募集期間は農業委員会長が別に定める日から起算して28日間とすると規定されております。

4、推薦及び募集に係るスケジュールについてですが、主な内容といたしまして、推薦と公募の期間は先月18日より、今月14日までとしております。これ以外のスケジュールにつきましては、記載のとおり事務手続を進めていく予定となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

3点目の令和4年田畑売買価格等に関する調査については、戸田主任書記のほうから説明を行います。

○事務局 私のほうから、令和4年田畑売買価格等に関する調査についてのお願いでございます。

この調査は農業委員の方が対象となります。初めに資料等の確認をさせていただきますの

で、封筒内の資料をご確認ください。

全部で5種類の資料となっております。1枚目が依頼文、2枚目が調査概要、次に青色カラーコピーの調査の手引、次に、令和4年の調査票、最後に令和3年の回答済みの調査票を参考までにつけさせていただきます。

初めに、本調査の概要について説明させていただきます。資料2枚目の調査概要をご覧ください。

毎年国では田畑の売買価格について調査を行っており、今年も千葉県農業会議経由で依頼がありました。まず、本調査は全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業施策の基礎資料の作成を目的としております。調査対象地区は昭和25年当時の旧市町村ごととなっております。大和、瑞穂、大網、山辺、増穂、福岡、白里、豊岡の8つの地区となっております。

担当地区と調査委員の割当てについては、調査概要の5に記載しておりますので、確認をお願いいたします。

調査票は丸印をつけてあります委員の方に取りまとめと提出をお願いいたします。

続きまして、令和4年の調査票をご覧ください。

提出していただくものはこちらの調査票となっております。記入していただく部分は調査票の表、裏の赤色で囲った部分に調査結果を記入していただく形となります。一番後ろに参考として昨年の調査結果資料をつけさせていただきました。今年の調査結果が昨年回答内容から変更がない場合は、昨年の数値を記入してください。

続きまして、本調査の詳細について説明させていただきます。

資料2枚目の調査概要と令和4年の調査票をご覧ください。

この調査は、令和4年5月1日を調査時点とした調査となっております。

調査内容は大きく分けて3つあります。1つ目は、耕作を目的とした田畑の売買価格、2つ目は農用区域内の耕作目的の田畑の売買価格が昨年と比べて上がった、あるいは横ばい、もしくは下がった、どれに該当するかとその理由、3つ目は転用を目的とした田畑の売買価格の調査となります。

1つ目の耕作目的の売買価格につきましては、農振農用地区域の内外、市街化区域内農地の3つの項目について調査をお願いいたします。ただし、市街化区域のない調査区については、記入の必要はありません。調査票に記入する金額の単位は10アール当たりとなります。実際取引された売買価格を調査して記入するのではなく、調査時点で売手、買手の双方が妥当と見て取引されるであろう価格を記入してください。また、昨年より20%以上の増減

がないようにお願いいたします。

2つ目の昨年と比べて価格が変化した、あるいは変化しなかった理由についてですが、青色の調査の手引の4ページをご覧ください。中ほどに上昇、横ばい、下降の理由と、整理番号が載っております。この中から該当する理由を一つ選んでいただき、特別な理由などがある場合には、それを具体的な理由の欄に記入をお願いいたします。

3つ目の転用を目的とした田畑の売買価格についてですが、これは調査票の裏面になります。用途別で、住宅用、商業・工業用、国・県道・高速道・鉄道用、学校・公園・病院・公民館等、公共施設用と4つの項目に分かれていますので、市街化区域、市街化調整区域、それぞれの価格を記入してください。記入いただく金額の単位は3.3平方メートル、1坪当たりとなります。過去1年間の売買実例価格を参考にして、調査地区として妥当と思われる価格を記入してください。

この調査票の報告期限は千葉県農業会議への提出の関係で、7月8日の第3回総会までとさせていただきます。何か不明な点がありましたら、事務局までご連絡いただければと思います。お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手を
お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

では、ほかにございませんか。

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で、本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第2回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時19分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月10日

農業委員会長

新澤英夫

署名委員

川崎篤之

署名委員

増田健二